

事業主側

納富常務

三沢工場長

内藤人事課長八雄

労働者側

高橋吾助

保利増巳

平野豊

高橋権次郎

矢壽保秀

外十一名

會見ニ納富常務ヨリ嘆願書ニ對シテ

口頭ニテ

左ノ田

各ヲ為シタリ

一 減收ハ時間制及對ニ對シテハ

現在財界不況ニ際シ会社ヨリ維持スルニハ

減收ニナル共解雇スルヨリハ可ナリトノ考ニテ

為シタル事故諒トセラレタシ

六 仕事給利度及對向願ニ就テ

仕事給利度ハ工人ノ不利益ニナルコト絶対ニナシ

然レ共實施スルニハ尚數ヶ月ノ調査ヲ要ス

鶴見工場ニテ職工ノ不利益ナル莫ハ運用上不可

ナル莫アルト認メラル、ヲ以テ更ニ調査スヘシ

三 鶴見移轉ニ因ル職首及對向願ニ就テ

移転迄ハ相當キ期間ニ直ルモノニシテ現在ニ

テハ職首問題ハ片意ニ居ラサルモ特別ノ事情ナ

キ限リ解雇セサルツモリナリ

四 加給金制度即時撤廃問題ニ就テ

仕事給利度實施サレハ当然問題ハ削減スルモ

ソレ迄ノ削減收ニナル事ニ付テハ適當ノ方法ヲ

以テ考慮スルツモリナリ